令和８年度首里城公園防災・防火管理評価委員会運営支援業務委託
企画提案書の募集について

次のとおり企画提案書を募集するので、公告します。

令和８年 10 月 27 日

沖縄県知事　古謝　玄太

１．募集する企画提案書の要旨

首里城公園における防災・防火業務の適切な遂行確認や復元の段階に応じた今後の課題検討、次期指定管理に向けた検討を行うため設置された首里城公園防災・防火管理評価委員会の運営や防災・防火業務のモニタリングを支援することを目的とした「首里城公園防災・防火管理評価委員会運営支援業務委託」に係る業務について、企画提案書を募集します。

２．応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当していないこと。

(注)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。

（４）役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。

（５）本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、仕様書に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。

（６）今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正副３名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。

（７）応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。

② 共同企業体を構成する全ての構成員が（１）～（４）の要件を満たす者であること。

④ 共同企業体を構成する事業者全体で（５）及び（６）の要件を満たす者であること。

３．企画提案書等の内容

募集要項及び仕様書を参照。（沖縄県土木建築部都市公園課ホームページに掲載。また、「５．連

絡先」でも交付する。）

４．主なスケジュール

(1) 参加申込期限　　令和８年 11 月９日（月）
(2) 企画提案書提出期限　令和８年 11 月 11 日（水）正午
(3) 企画提案選定委員会　令和８年 11 月 18 日（水）（予定）
(4) 審査結果の通知　　令和８年 11 月 19 日（予定）　応募者あて最上位者名を通知
(5) 委託契約　　令和８年 11 月下旬日（予定）

５．連絡先

沖縄県土木建築部都市公園課　国営公園管理班
〒900-8570　沖縄県那覇市泉崎１－２－２
TEL：098-866-2035　FAX：098-866-7875
e－mail：aa060208@pref.okinawa.lg.jp